

令和元年度

教育委員会定例会（11月）議事録

四條畷市教育委員会事務局

教育委員会定例会

1 開催日時・場所

令和元年11月27日(水) 10時00分から10時33分

四條畷市役所 東別館2階 201会議室

2 出席委員

教 育 長	植田 篤司
教育長職務代理者	山本 博資
委 員	吉田 知子
委 員	竹内 千佳夫
委 員	佃 千春

3 事務局出席者

教育次長兼教育部長	開 康成	教育部上席主幹(教育総務担当)兼学校教育課人権教育・教科指導担当課長兼教育センター長	木村 実
教育部次長兼青少年育成課長兼主任	阪本 武郎	生涯学習推進課上席主幹(生涯学習推進担当)兼主任	村上 始
教育部次長兼学校教育課長	上井 大介	公民館長兼主任	神本 かおり
教育総務課長	板谷 ひと美	図書館長兼主任兼田原図書館主任	田中 学
生涯学習推進課長	安田 美有希	学校給食センター所長	林 雅弘
		教育総務課主任	古市 靖之

4 議事録作成者

教育総務課 古市 靖之

5 付議案件

議案 第15号 四條畷市市民総合センターの管理・運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

報告 第24号 四條畷市教育委員会事務局決裁規程の一部を改正する規程の制定について

その他 教育振興ビジョンについて

植田教育長

皆さま、おはようございます。ただいまから11月の教育委員会定例会を開催します。

それでは、四條畷市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、会議録署名者の指名を行います。

本日の会議録署名者は、竹内委員にお願いいたします。

それでは議事に入ります。

議案第15号 四條畷市市民総合センターの管理・運営に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

事務局から本件の内容説明をお願いします。

神本公民館長兼主任

議案第15号といたしまして、四條畷市市民総合センターの管理・運営に関する規則の一部を改正するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、平成31年3月末に市民総合センター内の喫茶室が閉店したことに伴い、跡地を交流や飲食、利用者の憩いの場となる柔軟な利用を前提としたコミュニティスペースとして運用するため、規則の一部を改正する必要があることから本案を提案いたしました。

四條畷市市民総合センターの管理・運営に関する規則の一部を改正する規則案及び新旧対照表をご覧ください。

改正内容といたしましては、第2条第3項及び第7条第2項中の「喫茶室」を「コミュニティスペース」として改正するものでございます。

第2条第3項では、その他特に必要と認めた部分の使用申請については別途定める。第7条第2項では、期間を定め団体その他の者に使用させることができるとしております。

これは、行政財産目的外使用として飲食物の販売を可能とするものでございまして、別途定めた内容が、配布しております「四條畷市市民総合センター目的外使用に関する要綱」となっております。

こちらでは、行政財産目的外使用として飲食の販売について定めておりまして、具体的には、第2条で開館時間は市民総合センターの開館時間と同じであること、第3条では許可の申請としまして、6か月前から10日前までの受付期間とすること。

許可の基準として、第5条では、利用者の利便性の向上に寄与する飲食の販売目的、30分を単位として貸し出す事、使用期間は5日を越えないことを掲げています。

第6条では1日あたり3,300円の使用料であること、第7条では、減免について定めております。

第1号から第3号を全額免除、第4号を使用料の半額免除としております。次に、第8条では、使用料の返還、第9条では雑則について定めています。

(神本公民館長兼主任)	<p>なお、開設にあたりましては、以前の喫茶室厨房部にあたる部分の床や天井などの改修を11月30日から12月中旬まで行うため、施行期日は、改修後の令和元年12月25日とさせていただきます、準備行為としまして、飲食物販売の受付を今後、行ってまいります。説明は以上でございます。</p>
植田教育長	<p>はい。ありがとうございます。 本件について、質疑等ありましたらお願いいたします。</p>
山本教育長書職務代理者	<p>いまの要綱の第6条の使用料のことなんですが、使用時間については1日又は30分を単位として許可を行う。となっておりますが、これについては、極論を言いますけれど1日3,300円、30分でも3,300円ということでしょうか。</p>
神本公民館長兼主任	<p>おっしゃるとおりでございます。時間が30分であっても、1日であっても3,300円というふうになっています。</p>
植田教育長	<p>その他、いかがでしょうか。ご質問などあれば。</p>
吉田委員	<p>3条の2なんですが、「使用しようとする6か月前から10日までに申請」となっていますが、公民館などを使用する方たちの申請期間とは違う形ということでしょうか。</p>
神本公民館長兼主任	<p>市民総合センターの使用する期間がこちらと同じ6か月前から10日前となっております。公民館の使用に関しましては、2か月前から7日前の受付となっております、そこが一部違うところです。</p>
吉田委員	<p>これは期間を分けたのには、何か意味があるのでしょうか。</p>
神本公民館長兼主任	<p>こちらのコミュニティスペースにつきましては、市民総合センターの一部であるということから総合センターの使用期間と同様とさせていただいています。</p>
植田教育長	<p>その他、ご質問などございませんか。</p>
佃委員	<p>コミュニティスペースのイメージが、あまりわからなかったんですが、置かれている備品とか、また、その備品に対する使用料は発生しないのでしょうか。</p>

神本公民館長兼主任	<p>今後、備品を置く予定にしておりますが、コミュニティスペースということで市民の憩いの場となりますので、机、椅子、それから情報発信するためのパンフレットスタンド。イベントをお知らせする掲示物を考えております。</p> <p>その他に、指定管理者の方から、軽食の自動販売機を設置するという事で、2台の自動販売機を置く予定にしています。</p>
竹内委員	<p>許可を受けたものが利用できるということなんですが、民間業者の利用というのは、このなかにはいるのか確認したい。</p>
神本公民館長兼主任	<p>民間事業者の方も想定しておりまして、もともと利用者の方からは飲食の希望が多くございまして、できるだけ飲食物を売っていただいて市民の利便性の向上といいますか、そういう形で活用していきたいと思っておりますので、営業行為も可能としております。使用料の額としましては、減免規程を定めていまして、第7条第4項で、市内事業所は半額でご利用いただくということになります。</p>
吉田委員	<p>30分でも1時間でも利用料金は同じということは、短い時間でも使いたいと思う方にはなかなか使いづらいのではないかと思ったんですが、これはなぜ、午前と午後に分けるとか、そういうことにならなかったのでしょうか。</p>
神本公民館長兼主任	<p>四條畷市の行政財産使用料条例というのがありまして、1日の時間を設定しているんですが、販売の許可につきましては、例えばお昼の時間帯であったり、その業者が望む時間帯を設定するため、総合センターは9時から夜の9時半までということになりますので、30分単位での利用とすることにしました。</p>
吉田委員	<p>使ってらっしゃらない時には、閉鎖しておくということによろしいですか。</p>
神本公民館長兼主任	<p>普段からオープンスペースにしておりますので、フリーに利用者の方が、お話をしたり、活動後の利用であったり、どなたにでも使っていただけるフリースペースにしたいと思っております。</p>
植田教育長	<p>その他、質疑等ございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
植田教育長	<p>では、特にないようですので、ここでお諮りしたいと思います。</p> <p>議案第15号四條畷市市民総合センターの管理・運営に関する規則の一部を改</p>

(植田教育長)	<p>正する規則の制定について、原案のとおり可決することに異議はございませんでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
植田教育長	<p>では異議がないようですので、議案第15号については議案のとおり可決することにしました。</p> <p>それでは次に移ります。</p>
植田教育長	<p>報告第24号 四條畷市教育委員会事務局決裁規程の一部を改正する規程の制定についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明をお願いいたします。</p>
板谷教育総務課長	<p>令和2年4月1日からの会計年度任用職員制度の導入に向けて、四條畷市教育委員会事務局決裁規程の一部を改正しましたので報告させていただきます。</p> <p>改正の1点は、本制度の導入により、決裁事項に会計年度任用職員の雇用に関することを追加しております。</p> <p>2点は、制度導入による給与体系の変更に伴い、地方自治法施行規則の一部の改正を受け、歳出予算に係る節の区分から賃金の項目が削られたため、所要の改正を行いました。</p> <p>改正後は、会計年度任用職員のうち、フルタイム職員は給料、パートタイム職員は報酬で予算を計上することとなります。</p> <p>具体の改正内容は新旧対照表のとおりであり、別表第1の共通専決事項表に(3)として会計年度任用職員の雇用に関することを追加、また、(34)支出負担行為の決定に関することアの項目から、賃金の記載を削除しております。なお、この規程は、令和2年4月1日からの施行といたしております。以上でございます。</p>
植田教育長	<p>では、本件に関しまして、質疑等ありましたらお願いします。</p> <p>国が定めるところの、法令に基づいての改正になります。</p> <p>それでは、他に質疑はございませんか。</p> <p>質疑はここで終わります。他の案件についてに移ります。</p> <p>では、教育振興ビジョンについて、事務局から内容説明をお願いします。</p>
板谷教育総務課長	<p>その他案件といたしまして、教育振興ビジョンの取扱いについてご説明させていただきます。</p>

(板谷教育総務課長)

教育振興ビジョンについては、平成26年度の策定以降、年度ごと時点修正を重ね、計画の推進に努めてまいりました。

ご存じのとおり、本ビジョンは令和2年度をもって計画期間の終了を迎えますが、現在、市長部局におきまして、次期ビジョンの開始年度に併せ、教育大綱を別に制定すべく、その前提として、教育長も参画する未来教育会議を設置のうえ、新たな大綱(素案)の検討に入られています。

このことから、令和2年度には市長部局により新しい大綱が策定される予定であること、また、教育委員会においても、次期計画作成に向けての一定の検証期間を必要とすることから、次年度は現ビジョンの検証期間と位置づけつつ、ビジョンに基づく施策、事業の推進を図ってまいりたく、改訂を見送る考えでございます。本定例会の場で共有させていただきたく説明させていただきます。

植田教育長

これに関しまして、未来教育会議にかかるところの情報をここで共有したいと思っております。画面を用意しましたので、ご覧いただきたいと思います。

まず、ご存じのとおり文部科学省の示しております、平成27年の教育委員会の制度の改定に係わるところのチャートです。

そのなかにありますように、教育に対する大綱を首長が作成するというところで、このなかで明確に首長の意向、理念を教育委員会と共有して、この教育の施策について進めていくという大きな流れが載っております。

ちなみに本市におきましては、これまで教育委員会のなかで、教育振興ビジョンということで、教育の目標や方針とともに、主事の計画ということでこういった計画が立てられていた。今、板谷課長からご説明がありました、教育振興ビジョンということになっています。これをこれからということで教育大綱を新たに首長の方でまとめ、この理念が目標とともに共有される形が望ましい姿とされています。

当然ながら、それに基づいて、私たちは明確な目標をたて、主事の計画におとしていく。これに変わりはございません。

こういった意味で、少し言い換えますと、今までここに含まれていた物が、外出しと姿からいくとそういう形態になっていくというふうに思います。

これにかかるところの、教育大綱を定めるにあたり、未来教育会議ということで、概ね、学識やら大阪府の商工労働、その他NPO法人、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等で構成された会議でもって、未来教育会議を進めておりまして、今後の言ってみれば、子どもたちの将来にかかる方向性を見出していこうと、第1回が今週月曜日に行われました。

これまでの本市における取組みということで、学力の3か年計画、これをまずは見ていただきまして、現在の子どもの学力の状況ということで、

(植田教育長)

委員の皆さまご承知のとおりですけれども、全国学力学習状況調査の結果、その正答数の分布、1が全国平均ですからそれより下回っているのが課題となるわけですけれども、主な要因となるべきところとか、これを中学における。

無答率というところに着眼をして、無答率の実際の問題の概要、内容に至るところ、実際の回答時間に対する調査等と照らし合いますと、時間が余ったというところが実は多くて、2つポイントとしては、学力が高い児童生徒については問題が少ないとか思われるでしょうし、学力が低い児童生徒にいたっては諦めていると推察されるかもしれない。このことを例示していった訳です。

自己肯定化、将来に意識に対する調査、家庭学習に関する調査、こういった状況、さらにもう一つ、学力の仕様としましては、NRTというのがある訳ですが、残念ながら偏差値で示していますから50を下回っているのが大きな課題なんですけど、本市においては、英語はこれまでの取組みを功を奏して50を上回っているというポイントがあると思います。

一方、理科の部分が課題であるということが、先般共有させていただいた次第です。

こういった事をご提示しながら、未来教育会議では今年の7月に全小中学校の教員にヒアリングをした結果、そのなかで「未来の子ども達にはこんな力を」というお声を集めてきました。その一部を抜粋して、提示をしたと同時にその夏に教員と共有した内容について、未来教育会議の場でも共有いたしました。

その一部チャートをご覧いただきたいと思います。

学校現場が今どういう役割を担っているかというポイント、これは本市に限らず、先程一部ご指摘があったんですけども、実は四條畷市が行っているということとは、日本、世界と共通している、その根幹は、グローバルゼーションとデジタルイゼーションがあったということ。

更には第4次産業革命、もしくはソサエティ5.0の大きな変化があるということ。その大きな要因が、人工知能やロボットのテクノロジーであること。

実際には、AIロボットの難しい仕事なんかもあり、様々な仕事への影響が出ているということ。

そして、現在子どもたちがどういう状況であるかというところ、これを一部示しながら、特にこういった大卒でも無業、何も就いてない、仕事にも進学もしていない無業が4万人、高卒でも5万人、その他専門学校卒でも何万人かいて、年間百万人いる子どもたちのおよそ十数%が、実は仕事も進学もしていないという実態を示しています。

そのうえで、およそ10年後の就業構造はミドルスキルの層に対して、人工知能ロボットは、かなりの影響があるだろうということを示し、これでもって最終的にこういうような分野、ステヤムという部分が重要ではないかと

<p>(植田教育長)</p>	<p>いうことを示したというところまで共有しました。</p> <p>そのうえで、未来教育の会議のなかで、ありました内容が、冒頭学識の方からは、社会人基礎力に対して忍耐力が必要であるとか、学力を捉え直して経験値で諮ってみるべきではないかとか。</p> <p>それから主体性を今非常に喪失している子どもが多く、この子たちをどういうふうに自己肯定感を高めるかというポイント。</p> <p>さらには、実は学校が楽しい場所ではないから、安心な安全な場所ではないから不登校に繋がっている。こういった現状をどう解決すべきなのか。</p> <p>そして、商工労働部の方からは仕事の必要なスキルを知らないということについての、言及もあり。また、保護者と子どもとのギャップ。もっと子どもにも自信をつけさせるため、子ども自身が考えて行動すべきではないかとか。非常に様々なご意見がありました。</p> <p>その他、幼児教育にも言及がありましたけれど、少なくとも月曜日につきましては、第1回につきましては、なるべく幅を広げて市長のご意見もありまして、様々な意見が輩出されたというところになっています。</p> <p>第2回が1月に行われまして、そこで教育大綱の根幹を絞り込むという流れになっておりまして、その結果を踏まえて、総合教育会議のなかでご意見をいただいて、そして最終的に市長の方で、理念という意味での教育大綱に定められるという行程になっております。</p> <p>以上、簡単ではございますけれども、流れを説明させていただきました。</p> <p>何か、ご質問があればお願いします。</p>
<p>佃委員</p>	<p>あまりわかっていない者が発言するのも恐縮ですが、未来教育会議の方々、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、フリースクール、そしてサポートの方から、特に教育の課題を常に扱っている方々の集まりというイメージがあるので、教育が抱える課題部分を多くクローズアップされてしまうのではないかと。</p> <p>でも、先程教育長が示された四條畷の教育のこれからということを議論していただくということで、これからということ課題ばかり見てしまう。</p> <p>今の部分を語っていただく内容はなかったのでしょうか。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>残念ながら、1回めにおいて、時間軸の設定が明確でなかったもので、今日から明日のようなところに議論が集中されました。</p> <p>これから、それこそ10年かけて、身につけていくべきという点にフォーカスポイントを捉え直さないと、ご指摘のとおり、本来の未来教育会議の意味合いにはならないと思います。改善するべきところです。</p>
<p>佃委員</p>	<p>最終的に提言とか何かまとめられたもので、おりてくるということなんで</p>

<p>植田教育長</p>	<p>しょうか。</p> <p>そうですね。</p>
<p>山本教育長書職務 代理者</p>	<p>未来教育会議と総合教育会議、教育委員会との関係性というのは。 作るときにいろいろと言われて、まだもう一つ、どういう双方の感じ方が わかりにくい部分があるというのが、正直な感想なんです。総合教育会議 のなかに、一応提言めいたものが出てきますね。 我々、提言をみただけで、多分わかりにくいというのがあると思いますの で、3回会議が開かれると伺いましたけれど、そういう会議のなかで、主要 な論点、なぜその提言がそういう形で出てくるのか意識みたいなのがわから ないと、共有できない部分がありますので、そこら辺りを議事録なんかで我々 に示していただくということが必要ではないかと思ひます。 なぜ、そのことを申し上げるかという、教育長の方で出た課題について 6、7点とまとめていただきましたが、教育理論を作る時に、社会人教育の 問題とか経験値とか、あるいは、自己肯定感とか。特に学校自身が、楽しめ る、安心安全な場所であるとか、我々すごく議論して創り上げてきた経緯が ある。 具体的に、市の議論として、どういう話をされて、そういう提言をもっ ているのか。 それを知らないと、言葉だけ出されても、わかりにくいところがあります ので、ぜひそういうことをお願いしたいと思ひます。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>私から答えさせていただきます。 まずこの会議自体が、審議会ということと、当然ながら、議事録の公開と いうのがあります。 早々に、確定次第共有させていただくと同時に、私副委員長として入っ ておりますので、その内容については、ぜひ教育委員の皆さんとより深掘りし て共有をしたいと思ひます。 逆に、そこでご意見をいただいて、今度未来教育会議で、私がそこで発信 するというような、双方向、これをしっかりと担保しながら、最終的には教 育会議の場でできればいいかなと思ひております。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>その他、ご意見いただければと思ひますが。</p>
<p>竹内委員</p>	<p>この会議は、傍聴席というのはあるのでしょうか。設置されているわけ ですね。いろいろな方が来られるということでしょうか。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>はい。もちろん。</p>

<p>植田教育長</p>	<p>未来教育会議ですが、市長の意向というのは、どちらかという子どもの未来にフォーカスポイントを置かれているので、本来私たちが、範疇にもっています社会教育の分野については、未来教育会議にはほとんど議論はされていないというか範疇に入っていない。</p> <p>そこは、私たちがしっかりとカバーしないといけないかなと思っておりません。</p> <p>できましたら、双方向で反映していきたいと思っておりますので、また、貴重なご意見を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>その他よろしいでしょうか。</p>
<p>開教育次長兼教育部長</p>	<p>学校再編に伴う令和2年度からの東小学校の跡地活用についてでございます。</p> <p>現状、地域の方々に、スポーツ振興、また、生涯学習の活動拠点として、屋内屋外の運動場を一般的には開放しております。</p> <p>令和2年度から学校施設でなくなるため、市長部局で取りまとめる施設再編の俎上にあがっております。</p> <p>先般、議会等でも議論に及んでおりまして、現状、一定の時間を要する見込みでございます。</p> <p>このようななか、利用団体から令和2年度から学校でなくなる状況を踏まえ、早期の方向性を示すべきというご意見をいただいております。</p> <p>これらを受けまして、教育委員会といたしましては、学校施設と同様の運営を図りたく、今後、市長部局と調整を経て、次回定例会の場で具体の提案をさせていただきたく考えております。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>その他、ありましたらよろしく申し上げます。</p> <p>事務局もよろしいでしょうか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、特にないようですので本日予定の案件の審議は、すべて終了しました。</p> <p>これもちまして、本日定例会を閉会いたします。</p> <p>お疲れ様でございました。</p>

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年11月27日

四 條 畷 市 教 育 長

植田 篤司

四條畷市教育委員会教育委員

竹内 千佳夫